

## 国語改善に関する略年表

### (1) 当用漢字表・現代かなづかい関係

- 明治 4. 7. 18 ○ 文部省設置。7. 28 文部卿大木喬任。  
9. 18 ○ 編輯寮を置いた。
- 明治 5. 3. 一 ○ 文部省編「単語編」3冊発行。同書およびその他の教科用図書において、歴史的かなづかいを採用した。
- 明治 5. 7. 一 ○ 大木文部卿の発意により、国民常用の漢字を選定せしめ、3167字の「新撰字書」が成稿した。
- 明治 11. — ○ 千葉県師範学校において、校長那珂通世の発意により、教科書を表音的かなづかいに書きかえて教授した。
- 明治 13. — ○ 文部省編輯局「送仮名写法」を定めた。
- 明治 22. 4. 一 ○ 官報局「送仮名法」発表。後、明治 27 年に増補版発行。
- 明治 26. — ○ 文部大臣井上毅、字音かなづかいの改定を企図し、その是非について文科大学および第一高等学校の諸教授に意見を求めた。
- 明治 33. 2. 一 ○ 貴・衆両院において、国字国語国文の改良に

関する建議案が可決され、それに関する調査会を設けることになった。

文部省で同年4月国語調査委員長（前島 密）および委員（6名）を囑託した。

明治 33. 8. 21 ○ 小学校令施行規則において、尋常小学校（当時4年制）において教授に用いる漢字は、なるべくその第3号表に掲げる文字の範囲において選ぶべしと規定した。その漢字の数は1200字である。

○ 小学校令施行規則（第2号表）において字音かなづかいを改定した。これがいわゆる「ぼう引きかなづかい」である。

備考：国語かなづかいはもとのままにした。

○ 小学校令施行規則（等1号表）において、かなの字体を統一した。いわゆる変体かなを廃止した。

明治 35. 3. 24 ○ 国語調査委員会官制が公布された。4. 11 委員長加藤弘之、委員12名が任命された。

明治 35. 7. 4 ○ 国語調査委員会が、その調査方針および応急の調査事項を決議して公表した。

明治 35～36年 ○ 文部省外国地名人名の称え方書き方を調査・発表した。

明治 37. 4. 1 ○ 国語調査委員会「片仮名・平仮名 読ミ書キ

ノ難易ニ関スル実験報告」発行。

これは松本亦太郎・元良勇次郎に依嘱した研究の報告である。

- 明治 38. 3. — ○ 文部省図書課「仮名遣試験成績表」発表。
- 明治 38. 2. 27 ○ 「国語仮名遣改定案」「字音仮名遣ニ関スル事項」（教科書調査委員会が作成したもの）および文部省図書課で作成した国語仮名遣改定別案を、国語調査委員会・高等教育会議・各府県師範学校・帝国教育会に諮問した。
- 明治 39. 3. — ○ 文部省図書課から「句読<sup>とう</sup>法案」「分別書キ方案」を発表した。
- 明治 40. 3. 20 ○ 国語調査委員会「送仮名法」発行。
- 明治 41. 5. — ○ 文部省図書課「新仮名遣国語表案」発表。
- 明治 41. 5. 23 ○ 臨時仮名遣調査委員会官制公布。同会へ文部大臣から仮名遣改定案を諮問した。
- 明治 41. 9. 7 ○ 同上の諮問案を撤回し、小学校令施行規則を改めて、さき（明治 33 年）の「ぼう引きかなづかい」を廃止した。
- 明治 41. 12. 12 ○ 臨時仮名遣調査委員会官制廃止。
- 大正 1. 9. — ○ 国語調査委員会「疑問仮名遣前編」発行。
- 大正 2. 6. 13 ○ 国語調査委員会官制廃止（行政整理のため）。
- 大正 5. 6. 14 ○ 文部省普通学務局に国語調査室を設け、国語調査に関する事業を所管した。

大正 8. 4. — ○ 文部省の公用文を口語体に改める。

同年7月29日、はじめて口語体の訓令が文部省から出た。さらに9年、10年に「口語文用例集」それぞれ1冊を発行した。

大正 8. 12. — ○ 文部省普通学務局「漢字整理案」発表。

これは字体の整理案である。

大正 10. 6. 24 ○ 臨時国語調査会官制公布。会長 森林太郎、委員 34 名。

大正 12. 5. 9 ○ 臨時国語調査会「常用漢字表」(1962 字) 発表。

大正 13. 12. 24 ○ 臨時国語調査会「仮名遣改定案」(字音・国語とも) 発表。

大正 14. 11. — ○ 臨時国語調査会「字体整理案」発表。

大正 15. 5. 12 ○ 臨時国語調査会「当字の廃棄と外国語の写し方」発表。

大正 15. 6. 1 ○ 内閣訓令「法令形式ノ改善ニ関スル件」公布。  
(若槻内閣)

大正 15. 7. 7 ○ 臨時国語調査会「字体整理案」発表。

○ 臨時国語調査会「漢語整理案ソノ一」発表。

昭和3年12月「同ソノ十三ノ二」まで逐次発表した。

昭和 6. 1. 31 ○ 内閣訓令・告示をもって、「資源ニ関スル標準用語ノ使用普及ニ関スル件」および「資源ニ

関スル標準用語中薬品ニ関スルモノ」発表。その後、「機械ニ関スルモノ」、「電気ニ関スルモノ」等が逐次に発表された。

昭和 6. 6. 3 ○ 臨時国語調査会「常用漢字表」(1858字)発表。

これは大正 12 年の「常用漢字表」を修正したものである。

○ 臨時国語調査会「仮名遣改定案」発表。

これは大正 13 年の「仮名遣改定案」を修正したものである。

昭和 9. 3. 19 ○ 臨時国語調査会から国号「日本」の呼称統一案を発表した。

昭和 9. 12. 21 ○ 国語審議会官制公布。会長南弘，副会長穂積重遠。委員 35 名。臨時国語調査会官制廃止。

昭和 13. 7. 14 ○ 国語審議会「漢字字体整理案」議決答申。

昭和 17. 4. 一 ○ 文部省に「外国地名人名ノ呼称並ニ表記ニ関スル協議会」設置。

昭和 17. 6. 17 ○ 国語審議会「標準漢字表」議決答申。内訳：常用漢字 1134 字，準常用漢字 1320 字，特別漢字 74 字，計 2528 字。

備考：特別漢字とは古典的漢字（詔勅専用漢字を含む。）である。

昭和 17. 7. 17 ○ 国語審議会「新字音仮名遣表」議決答申。

昭和 17. 12. 一 ○ 文部省「標準漢字表」(2669 字)発表。

これは文部省が独自の立場から選定したもので、  
国語審議会の「標準漢字表」にある常用・準常用  
・特別の区別がない。

昭和 19. 9. 一 ○ 外国地名人名協議会から「外国地名人名整理  
案」「同表記法案」を議決答申した。

昭和 20. 8. 15 (終戦)

昭和 21. 3. 一 ○ 国語調査室「送りがなのつけ方(案)」「くり  
かへし符号の使ひ方(案)」「くぎり符号の使ひ  
方(案)」「外国地名人名の書き方(案)」の諸案  
を発表した。

昭和 21. 4. 17 ○ 憲法改正草案(口語体)が内閣から発表され  
た。

昭和 21. 4. 18 ○ 「各官庁における文書文体等に関する件」(法  
制局)が次官会議で決定した。

昭和 21. 6. 17 ○ 「官庁用語を平易にする標準に関する件」の  
実行を次官会議で申し合わせた。

昭和 21. 9. 21 ○ 国語審議会第 11 回総会。  
「現代かなづかい」議決答申。

現代かなづかいは、現代語をかなで書き表わす  
場合の準則を示したもので、主として現代文のう  
ち口語体のものに適用するものである。

昭和 21. 11. 3 ○ 「日本国憲法」公布。

昭和 21. 11. 5 ○ 国語審議会第 12 回総会。

「当用漢字表」(1850 字) 議決答申。

当用漢字表(1850字)は、法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で使用する漢字の範囲を示したものである。

昭和 21. 11. 16 ○ 「当用漢字表」および「現代かなづかい」が内閣訓令・告示で公布された。

昭和 21. 12. 24 ○ 「公文用語の手びき」が「官庁の用字用語をやさしくする件」として、内閣から各省庁に到達された(閣甲第 418 号)。

昭和 22. 9. 29 ○ 国語審議会第 13 回総会。

「当用漢字音訓表」議決答申。

「当用漢字別表」議決答申。

「当用漢字別表」とは、いわゆる教育漢字(881字)であって、当用漢字1850字のうち、義務教育9年の間に、読み書きともにできるように指導することが必要であると認められたものである。

「当用漢字音訓表」は、当用漢字の各字について、今後、使用する音訓を示したものである。

昭和 22. 10. 1 ○ さる7月に文部省に設けた活字字体整理に関する協議会が「活字字体整理案」を議決、10月5日、国語審議会に送付してその審議を求めた。

昭和 23. 2. 16 ○ 「当用漢字音訓表」および「当用漢字別表」が内閣訓令・告示で公布された。

- 昭和 23. 6. 1 ○ 国語審議会第 14 回総会。  
「当用漢字字体表」議決答申。
- 昭和 23. 6. 11 ○ 「公用文改善協議会設置について」および  
「公用文改善協議会の調査審議事項の実施につ  
いて」が、閣議の決定および了解となった。
- 昭和 23. 6. 21 ○ 「改編公文用語の手びき」が「官庁の用字用  
語をやさしくすることについて」として、総理  
庁から各省庁に通達された（閣甲第 255 号）。
- 昭和 23. 12. 20 ○ 国立国語研究所設置法公布（法律第254号）。
- 昭和 24. 3. 16 ○ 公用文改善協議会から「公用文改善協議会報  
告」が内閣総理大臣に報告された。
- 昭和 24. 4. 5 ○ 「公用文改善協議会報告第1部公用文の改善」  
が、内閣官房長官から各省大臣あて依命通達さ  
れた（閣甲第 104 号）。
- 昭和 24. 4. 28 ○ 「当用漢字字体表」が内閣訓令・告示で公布  
された。
- 昭和 24. 7. 5 ○ 文部省設置法に基く国語審議会令（政令第253  
号）による国語審議会が設けられた。
- 昭和 24. 9. 1 ○ 文部省では、「文部省文書処理規程」に基い  
て、すべての公文書に左横書きを実施した。
- 昭和 24. 7. 30 ○ 国語審議会第 17 回総会。「中国地名・人名  
の書き方の表」を議決、文部大臣に建議した  
(8.1 付)。



- 昭和 25, 3. 14 ○ 文部省の「公文書の書式」を定めた。
- 昭和 25, 4. 17 ○ 国語審議会・ローマ字調査審議会を合併して、新たに政令第 85 号による国語審議会が設置された。この国語審議会の中にローマ字調査分科審議会が設置された。
- 昭和 25. 6. 12 ○ 国語審議会第 7 回総会。「国語問題要領」(国語白書) を議決。文部大臣に報告した。
- これは、国語の現状を分析して国語問題の所在を尋ね、かつ、改組後の新しい国語審議会が自らの性格と任務および今後の審議方針を明らかにしたものである。
- その全文は国語シリーズ 26 「国語問題問答第 3 集」にのせてある。
- 昭和 25. 10. 30 ○ 国語審議会第 8 回総会。
- 「法令の用語用字の改善について」を議決。文部大臣・法務総裁に建議した(昭和 25. 11. 7 付)。
- これは、法令用語の平易化および統一のため。法務府が中心となり、審議機関を設けるなど適当な方法で調査研究することを希望して建議したもので、その際問題となるべき事項を列挙したものである。
- 昭和 25. 12. 一 ○ 「文部省刊行物表記の基準」発行。
- 昭和 26, 5. 14 ○ 国語審議会第 11 回総会。「人名用漢字別表」議決。同日、法務総裁・文部大臣に建議した。

これは、昭和 22 年 12 月 22 日公布の戸籍法第 50 条に「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範囲は命令でこれを定める。」とし、同施行規則第 60 条で常用平易な文字は当用漢字表に掲げる漢字および片かなまたは平がなと定められた。ところが、この立法の趣旨がじゅうぶんに社会に徹底せず、不便を訴え、人名用漢字の制限緩和を要求する声があったので、国語審議会はこの問題を取り上げ、92 字の「人名用漢字別表」として議決・建議したものである。

- 昭和 26. 5. 25 ○ 「人名用漢字別表」が内閣訓令・告示で公布され、同日戸籍法施行規則の一部を改正して、こどもの名の漢字に上の 92 字を加えた。

以上の経過の詳細については、国語シリーズ 5 「名まえとその文字」を参照。

- 昭和 26. 10. 23 ○ 国語審議会第 12 回総会。「公用文作成の要領」を議決、これを「公用文改善の趣旨徹底について」として、内閣総理大臣・文部大臣に建議し、また「公用文の左横書きについて」を議決、内閣総理大臣に建議した（昭和 26. 10. 30 付）。

- 昭和 27. 4. 4 ○ 「公用文作成の要領」が、内閣官房長官から各省事務次官あて依命通知された（内閣閣甲第

16号)。

「公用文作成の要領」は、国語シリーズ21「公用文の書き方資料集」にある。

昭和 27. 4. 14 ○ 国語審議会第 14 回総会。「これからの敬語」を議決，文部大臣に建議した。

これは、「その行きすぎをいましめ，誤用を正し，できるだけ平明・簡素な形にする」という方針のもとにまとめられたものである。

「これからの敬語」の本文は 国語シリーズ 26 「国語問題問答第 3 集」にある。

昭和 27. 12. 18 ○ 国語審議会第 17 回総会。

学術奨励審議会学術用語分科審議会からの質問「学術用語の表記について」に対する回答「学術用語の表記について」を決定，回答した。

これは，学術奨励審議会学術用語分科審議会から国語審議会へ次の要旨の質問があったのに対する回答である。

質問 1 外国語・外来語の表記について。

質問 2 英語語尾の長音符号について。

質問 3 術語のかな書きと送りがなについて。

以上，回答の全文は「国語審議会報告書」（昭和 27 年 4 月～ 29 年 4 月）参照。

昭和 28. 10. 8 ○ 国語審議会第 19 回総会。

「町村の合併によって新しくつけられる地名の

書き表わし方について」議決。内閣総理大臣に建議した。

これは、政府の市町村合併促進事業に伴い、新しく地名が作られるにあたって、なるべくわかりやすい文字と読み方とを用いるようにしてほしいという趣旨であり、この建議は、その後、総理府から自治庁に回付され、同庁により趣旨徹底方が取りはからわれた。

建議の全文は「国語審議会報告書（昭和 27 年 4 月～29 年 4 月）にある。

昭和 29. 3. 15 ○ 国語審議会第 20 回総会。

漢字部会から報告された「『当用漢字表審議報告』について」を発表。

これは、当用漢字表の補正について審議したもので、普通に「当用漢字表補正案」といわれているものである。

国語審議会は、これを「将来当用漢字表の補正を決定する際の基本的な資料となるもの」という意見を付して公表した。したがって現在の当用漢字表の内容や、法令および教育の上での取扱には関係のないものである。

この報告および声明書の全文は、国語シリーズ 26「国語問題問答第 3 集」にある。

○ 「法令用語改正例」を別冊とする「法令用語

改善について」を議決，内閣総理大臣に建議した。

これは，昭和 29 年 11 月 25 日，法制局の検討を経て，その一部が「法令用語改正要領」として決定された。

○ 「標準語のために」が標準語部会から報告があり，総会としては，これを国語審議会今後の審議上の参考資料とすることとした。

○ 「外来語の表記について」の原則および語例が，術語・表記合同部会から報告された。

総会としての議決にはならなかったが，「この趣旨が広く社会に普及し，一般に実行されることが望ましい」として，国語審議会から発表された。その全文は 国語シリーズ 27 「外来語の表記資料集」にある。

昭和 29. 11. 1 ○ 国語審議会第 23 回総会。国語審議会に第 1 部会（書きことば部会）第 2 部会（話しことば部会）を設置。

昭和 29. 11. 25 ○ 法制局「法令用語改正要領」が，内閣法制局次長から各省庁へ配付された（法制局総発第 89 号）。

これは，昭和 29. 3. 15 国語審議会から建議された「法令用語改正例」に基くものである。同要

領の全文は 国語シリーズ 25「法令用語の改正」にある。

昭和 30. 7. 12 ○ 国語審議会第 28 回総会。「かなの教え方について」を議決，文部大臣に報告した。

これは，中央教育審議会から「小学校児童にひらがなから教えることについては，現場の教育者および学者，一般社会人の間にも相当異論があるから」「その取扱を慎重に研究せられたい」という趣旨の答申があり文部大臣から国語審議会へ付議されたので，その審議の結果を報告したものである。

参考：この問題について，別に教育課程審議会からも答申があった。

以上については 国語シリーズ 29「国語問題問答第 4 集」参照。

昭和 31. 7. 5 ○ 国語審議会第 32 回総会。

「話しことばの改善について」を議決，文部大臣に建議した。

これは，書きことばの研究と教育とはすでに相当に進んでいるが，話しことば（いわゆる音声言語）の研究と教育とについても，なお，いっそうの改善・くふうを図る必要があると認めて，4 項目の要望を建議したものである。

その建議の全文と部会の審議経過報告は本集お

よび「国語審議会報告書3」にある。

- 「正書法について」を議決，文部大臣に報告した。

これは，当用漢字表・現代かなづかいが制定されて10年を経た今日，国語の表記に関する問題のいっさいを正書法という立場から見わたして，これまで個別的行われてきた仕事の総まとめ，ないしは体系づけを考えてみるべき段階に至ったとして，その観点から現代かなづかいにおける適用上の問題点を検討したものである。

その全文は「国語審議会報告書3」および国語シリーズ35「現代かなづかいと正書法」にある。

- 「同音の漢字による書きかえ」を議決，文部大臣に報告した。

これは，当用漢字表にない漢字を含む熟語で，これまで広く使われていたものを整理する一つの方法としての「同音の漢字による書きかえ」について審議し，書きかえの具体例を決めたものである。その全文は「国語審議会報告書3」および国語シリーズ35「現代かなづかいと正書法」にある。

(2) ローマ字教育関係

明治 33. 11. 5 ○ 文部省から、「羅馬字書方調査報告」が発表された。

文部省が上田万年、ほか 10 名に依頼して、国語を書き表わす場合のつづり方・わかち書きなどについて調査した結果の報告で、「文字ノ呼ヒ方及順序」「各音ノ記シ方」「符号ノ用法」「語ノ分別書方」などに分けてそれぞれきめてある。そのうち、つづり方は次のとおりである。

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ci	tsu	te	to	ca	cu	co
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	i	yu	ye	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	i	u	e	o			
				(wo)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo
da	ji	zu	de	do	ja	ju	jo
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo



語例：(特別の書き方をするものを要約して掲げた)  
 つき合い (tsukiyai), 三重県 (Miyeken),  
 埋合せ (umeyawase), どんぐり (dongri), ドク  
 トル (doktoru), 私 (wataksi), 帝国 (Tēkoku)

明治 35. 7. 4 ○ 国語調査委員会がその調査方針として、「文字ハ音韻文字（「フォノグラム」）ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト」ほか3項を決議したと発表された。

昭和 5. 11. 25 ○ 臨時ローマ字調査会官制が公布された。（勅令第 222 号）

臨時ローマ字調査会は、昭和 5. 12. 15 から昭和 11. 6. 26 までに 14 回の総会と、3次（計 25回）にわたる主査委員会を開いて、次のようにローマ字のつづり方を決定した。

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	i	yu	e	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	i	u	e	o			

ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	di	du	de	do	zya	zyu	zyo
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

備考：(1) 撥音ハスペテ nデアラハスコト  
(2) 必要ノアル場合ニハ si, ti, tu, tya, tyu, tyo ヲ  $\check{s}i, \check{t}i, \check{t}u, \check{t}ya, \check{t}yu, \check{t}yo$  ノ如ク記スコトヲ得

昭和 11. 6. 30 ○ 臨時ローマ字調査会官制が廃止された。(勅令第 144 号)

昭和 12. 9. 21 ○ 内閣訓令第 3 号で、ローマ字のつづり方が公布された。

内閣訓令第 3 号

各 官 庁

国語ノローマ字綴方ハ従来区々ニシテ、其ノ統一ヲ欠キ使用上不便尠カラズ、之ヲ統一スルコトハ教育上、學術上、將又國際關係其ノ他ヨリ見テ、極メテ必要ナルコトト信ズ。仍テ自今左ノ通ローマ字綴方ヲ統一セントス。各官庁ニ於テハ漸次之ガ実行ヲ期スベシ。

昭和 12 年 9 月 21 日

内閣総理大臣 公爵 近 衛 文 麿

(つづり方の表は省略)

昭和 20. 9. 3 ○ 連合軍最高司令部から、都会などの名を道路・  
停車場などに英語で掲げるよう指令が出た。

(指令第 2 号, A B O 500)

日本国政府ハ一切ノ都会自治町村及市ノ名称ガ  
此等ヲ連結スル公路ノ各入口ノ両側及停車場歩廊  
ニ少クトモ六「インチ」以上ノ文字ヲ使用シ英語  
ヲ以テ掲ゲラルルコトヲ確保スルモノトス 名称  
ノ英語ヘノ転記ハ修正「ヘボン」式（「ローマ」  
字）ニ依ルベシ

昭和 21. 3. 31 ○ 日本を訪れたアメリカの第 1 次教育使節団か  
ら、報告書が連合軍最高司令官に提出された。

「国語の改革」についての提案の要旨は次のと  
おりである。

- 1 ある形のローマ字をぜひとも一般に採用するこ  
と。
- 2 選ぶべき特殊の形のローマ字は、日本の学者、  
教育権威者、及び政治家より成る委員会がこれ  
を決定すること。
- 3 その委員会は過渡期中、国語改良計画案を調整  
する責任を持つこと。
- 4 その委員会は新聞、定期刊行物、書籍その他の  
文書を通して、学校や社会生活や国民生活にロ  
ーマ字を採り入れる計画と案をたてること。
- 5 その委員会はまた、いっそう民主主義的な形の

口語を完成する方途を講ずること。

- 6 国字が児童の学習時間を欠乏させる不断の原因であることを考えて、委員会をすみやかに組織すべきこと。あまりおそくならぬうちに、完全な報告と広範囲の計画が発表されることを望む。

昭和 21. 6. 15 ○ ローマ字教育対策懇談会が文部省で開かれた。

昭和 21. 6. 29 ○ ローマ字教育協議会が文部省に設置され、その第1回が開かれた。

以後、昭和 21. 10. 22 に至るまで、総会（2回）、起草協議員会（2回）、起草協議員会つづり方研究会（1回）、専門協議員会（5回）を開き、結論を得て、それを文部省に提出した。（次項参照。）

昭和 21. 10. 22 ○ ローマ字教育協議会から文部省に対し、「ローマ字教育を行ふについての意見」および、「ローマ字教育の指針（「ローマ字文の書き方」を含む。）」が提出された。

昭和 21. 10. 25 ○ 教育刷新委員会第8回総会で、昭和 22 年度から義務教育でローマ字教育を実施することが了解された。

昭和 22. 1. 20 ○ ローマ字教育の実施について、「文部当局談」が発表された。

昭和 22. 2. 28 ○ ローマ字教育の実施について、各地方長官あて、ならびに各師範学校長・各高等師範学校長

・各女子高等師範学校長あてに、文部次官から通達が発せられた。

発教7号

文 部 次 官

昭和 22 年 2 月 28 日

各地方長官あて

国民学校においてローマ字教育を行うについて  
昭和 22 年度から別紙要項に基づいて、国民学校においてローマ字教育を行うことになったから、貴管下の関係各学校に示達し、遺憾なく実施されるよう取り計わりたい。命によって、これを通達する。

(各師範学校長あてのものは、同じ趣旨のものであるから省略する。)

○ 文部省から、

国民学校におけるローマ字教育実施要項

ローマ字教育の指針

ローマ字文の書き方

が発表された。

昭和 22.12. 5 ○ ローマ字調査委員会準備会が文部省に設置された。

これは、やがて設置されるべきローマ字調査会の性格が中正であり、公正・妥当な結論が得られるように、委員選出の方法・範囲、また、会の運

営方法などを協議するために設けられたもので、  
昭和 23 年 1 月 29 日に至るまでに、2 回の小委員  
員会と 2 回の総会とを開いた。

昭和 23. 1. 29 ○ ローマ字調査委員会準備会はそれぞれの問題  
について結論を得、次のような決議を行い、解  
散した。

本準備会は、ローマ字問題の重要性に鑑み、本  
問題に関する公正にして権威ある委員会を構成す  
るための案を得ることに努めてきたが、ここに結  
論を得た。ついでには本準備会の意見を基礎として  
ローマ字調査委員会がすみやかに設置され、中正  
妥当な結論が得られるように希望する。

昭和 23. 7. 一 ○ 文部省著作ローマ字教科書が次のとおり発行  
された。

ローマ字読本 第 1 種 TARÔ SAN	} (小学校, 各) (学年共通用)
ローマ字読本 第 2 種 TARÔ SAN	
ローマ字教科書 第 1 種 WATAKUSITATI NO MATI	} (中学校, 各) (学年共通用)
ローマ字教科書 第 2 種 WATAKUSHITACHI NO MACHI	

昭和 23. 10. 12 ○ ローマ字調査会が設置された。

ローマ字調査会規程を大臣が裁定し、第 1 回の  
総会は昭和 23. 11. 9 に開かれた。「つづり方に  
関する主査委員会」および「ローマ字教育に関す  
る主査委員会」を置き、昭和 24. 5. 31 まで存続  
したが、昭和 24. 6. 1 にローマ字調査審議会に

ひきつがれた。

昭和 24. 2. 一 ○ 文部省著作ローマ字教科書が次のとおり発行された。

ローマ字教科書 第1種 SEKAI } (中学校, 各)  
ローマ字教科書 第2種 SEKAI } (学年共通用)

昭和 24. 3. 一 ○ 文部省著作ローマ字教科書が次のとおり発行された。

ローマ字読本 第1種  
TARÔ SAN (増補版) } (小学校第4)  
ローマ字読本 第2種  
TARÔ SAN (増補版) } (学年用)

ローマ字読本 第1種 MATI } (小学校第5)  
ローマ字読本 第2種 MACHI } (学年用)

ローマ字読本 第1種 KUNI } (小学校第6)  
ローマ字読本 第2種 KUNI } (学年用)

昭和 24. 7. 5 ○ ローマ字調査審議会令 (昭和 24 年 政令 第 256 号) が公布された。(昭和 25. 4. 17 廃止。)

この政令は附則によって、公布の日から施行し、昭和 24. 6. 1 から適用された。

この政令の公布により、ローマ字調査会の委員および審議事項などは、そっくりそのままローマ字調査審議会に受けつがれることになった。

昭和 24. 11. 30 ○ ローマ字調査審議会委員及び臨時委員候補者推薦方法 (文部省告示 第 193 号) が公布され、昭和 24. 11. 1 から適用された。

昭和 25. 3. 1 ○ 「<sup>改</sup>ローマ字教育の指針」がローマ字調査審

議会会長から文部大臣あてに建議された。

昭和 25. 4. 10 ○ 「ローマ字に関する学習指導要領編修協議会」が文部省に設置された。(昭和 26. 1. 24 まで存続。)

昭和 25. 4. 17 ○ 国語審議会令 (昭和 25 年 政令第 85 号) が公布された。

この政令により、国語審議会にローマ字調査分科審議会が設置されることになった。なお、同時に、国語審議会令 (昭和 24 年 政令第 253 号)、および、ローマ字調査審議会令 (昭和 24 年 政令第 256 号) が廃止された。

昭和 25. 8. — ○ 「日本における教育改革の進展 (文部省の報告書)」が日本を訪れたアメリカの第 2 次教育使節団に提出された。

昭和 25. 9. 22 ○ 日本を訪れたアメリカの第 2 次教育使節団から報告書が連合国最高司令官に提出された。

「国語改革」についての勧告は次のとおりである。

- 1 一つのローマ字方式が最もたやすく一般に用いられうる手段を研究すること。
- 2 小学校の正規の教育課程の中にローマ字教育を加えること。
- 3 大学程度において、ローマ字研究を行い、それによって教師がローマ字に関する問題と方法と



を教師養成の課程の一部として研究する機会を  
与えること。

#### 4 (省略)

昭和 26. 6. 25 ○ 「文部省ローマ字教育実験調査研究会」が文  
部省に設置された。(昭和 29. 3. 31 まで存続。)

昭和 26. 7. 5 ○ 「国語審議会の委員及び臨時委員の推薦方法  
に関する 規程」(文部省令 第 16 号)が公布  
された。

昭和 26. 7. 10 ○ 「学習指導要領 一般編 (試案)」が発行され  
た。

ローマ字は、国語教育の一環として、小学校は  
第4学年あるいは第3学年から、中学校はその  
在学を通じて課することができるようになってい  
る。

昭和 26. 8. — ○ ローマ字教育実験学級を決定し、関係各方面  
に依頼した。(全国で 20 学級、昭和 29. 3.  
31 まで存続。)

昭和 26. 10. 1 ○ 「中学校  
高等学校学習指導要領 国語科編 (試案)」が  
発行された。

第9章 中学校の国語科におけるローマ字の学  
習指導

昭和 26. 12. 15 ○ 「小学校学習指導要領 国語科編 (試案)」が  
発行された。

第6章 ローマ字の学習指導

昭和 27. 3. 10 ○ ローマ字文のわかち書きについて、ローマ字調査分科審議会 分ち書き部会から、「ローマ字文の分ち書きのしかた」が第 13 回国語審議会総会に報告された。なお、これは、その後、第 14 回国語審議会総会において、他の諸事項とともに「国語審議会報告書」としてとりまとめて、国語審議会から文部大臣あてに報告された。  
(昭和 27. 4. 14)

○ ローマ字のつづり方について、ローマ字調査分科審議会 つづり方部会から、第 1 読会で審議・決定した事がらが、第 13 回国語審議会総会に報告された。なお、これは、その後、第 14 回国語審議会総会において他の諸事項とともに「国語審議会報告書」としてとりまとめて、国語審議会から文部大臣あてに報告された。(昭和 27. 4. 14)

昭和 27. 4. 14 ○ ローマ字教育について、国語審議会 ローマ字教育部会から、「国語教育におけるローマ字の取扱について」が第 14 回国語審議会総会に報告された。なお、これは、他の諸事項とともに「国語審議会報告書」としてとりまとめて、同日、国語審議会から文部大臣あてに報告された。

昭和 28. 3. 12 ○ 「ローマ字つづり方の単一化について」が第

18 回国語審議会総会で可決され、直ちに国語審議会会長から文部大臣あてに建議された。

昭和 28. 8. 4 ○ 「小中学校のローマ字学習に関する答申」が教育課程審議会会長から文部大臣あてに行われた。

昭和 28. 8. 31 ○ 「小中学校のローマ字学習について」が初等中等教育局長・調査局長から関係各方面に通達（文初初第 568 号 昭和 28. 8. 31）された。

これによって、昭和 30 年度から、単一化されたつづり方でローマ字教育が実施されることになった。

昭和 29. 3. 15 ○ 「ローマ字教育について」がローマ字調査分科審議会 教育部会から第 20 回国語審議会総会に報告され、同日、国語審議会から文部大臣あてに報告された。

○ 「ローマ字文のわかち書きについて」がローマ字調査分科審議会から第 20 回国語審議会総会に報告され、同日、国語審議会から文部大臣あてに報告された。

昭和 29. 7. 1 ○ 「中学校 高等学校 学習指導法 国語科編」が発行された。

これは、中学校・高等学校国語科の教師が、生徒の学習を指導するにあたって、どのようにすれば指導が効果的であり、合理的であり、また容易

であって、しかもその目標にはやく到達することができるかについて説いたものである。

昭和 29. 12. 9 ○ 「ローマ字のつづり方」が内閣告示第 1 号で告示された。

これは、さきに昭和 28. 3. 12 に国語審議会会長から文部大臣あて建議された「ローマ字つづり方の単一化について」の趣旨を採択したもので、そのまえがきにおいて、第 1 表・第 2 表の使用範囲を明確に定め、各省庁での使用上にさしさわりの生じないようにしており、また、現在の混乱状態から脱し、単一化に向かう機運をかもすものである。

○ 「ローマ字のつづり方の実施について」が内閣訓令第 1 号で公布された。

なお、この訓令によって、昭和 12 9. 21、内閣訓令 第 3 号は廃止された。

昭和 30. 2. 20 ○ 「小学校学習指導書 国語科編」が発行された。

これは、学習指導要領に示してある趣旨に沿って学習指導を進める際に、教師が知っておかなければならない最も基本的な事項である「国語学習の基底と国語学習指導計画の立て方」について述べ、教師が自己の指導のしかたについての反省の手がかりともなる具体例を述べたものである。

昭和 31. 7. 5 ○ 「国語教育におけるローマ字教育について」

がローマ字調査分科審議会から、第 32 回国語審議会総会に報告され、同日、国語審議会から文部大臣あてに報告された。

この全文は「第 2 部 資料」に収録してある。

あとがき：

以上はローマ字教育に関係のあるいろいろの事からのうち、文部省関係の発表事項・諸施策などについての概略を年代順にまとめたものである。

この年表に掲げられたいろいろの資料の実際については記載を省略したものが多いが、なかには参考のため、その概要を掲げたものもいくつかある。なお、これらの資料のほとんどは「ローマ字問題資料集 第 1 集」(国語シリーズ 23) に収録されている。